

第23回八幡湿原自然再生協議会議事要旨

1. 日時 平成26年2月11日（火）13：30～15：50
2. 場所 山県郡北広島町有田 千代田中央公民館
3. 出席委員 委員総数32名中25名出席
4. 議事
 - 1 開会
 - 2 議事
 - (1) 協議会への新規委員の就任について
 - (2) 平成25年度の活動報告等
 - (3) 自然再生事業評価について
 - (4) 八幡湿原自然再生全体構想の見直し等について
 - (5) 次年度以降の活動について
 - 3 その他
5. 担当部署 八幡湿原自然再生協議会事務局（広島県環境県民局自然環境課）
電話：(082) 513-2933（ダイヤルイン）

6. 会議の内容

1. 協議会への新規委員の就任について

内藤順一氏が専門家（動物）、佐久間智子氏が専門家（植物）として、協議会委員への就任が承認され、協議に参加した。

2. 平成25年度の活動報告等

次の項目について、平成25年度の活動報告がされた。

- ① 保全活動報告 日本山岳会広島県支部齋代理委員
- ② 両生類・魚類調査結果報告 内藤委員
- ③ 水文調査 野村委員
- ④ 8.25降雨の影響 野村委員
- ⑤ 環境学習 西中国山地自然史研究会和田代理委員
- ⑥ 地下水位観測 事務局（広島県）
- ⑦ 空中写真撮影 山場代理委員

3. 自然再生事業評価について

事業地の一部は湿地化し、このまま放置するか現在の作業を継続することにより湿地の状態を維持できると評価されたが、一部は湿地化が進んでおらず、水路の補修等作業方法の見直しを含め作業を継続する必要があると評価された。

また、両生類については周辺部からの侵入が確認されている区域もあるが、周辺部にとどまっている個所もあり、侵入の障害となっている要因も含めモニタリングを継続する必要がある。

【会長】事業評価書案について、執筆者以外の委員が目を通すことにより、報告書の精度を高めること。

【会長】昆虫について、P32の宮川・桑原報告は芸北町全域での確認情報であるため、事

業地のみ確認情報と区別するため記号を変えること。

また、ミルンヤンマ、キトンボについて特記すること。

【委員・会長】P52貴重種の保護・育成の「一方、ヒメシジミやヒロシマサナエについては・・・見直しが必要である」の記述を「ヒメシジミ、ヒロシマサナエの生息環境が改善しており、今後の動向を見定める必要がある」に修正する。

【委員】湿地を維持管理作業で、ノイバラを抜根すると外来植物の埋土種子が発芽するおそれがあるということで、上部の刈取りのみを行っている。そのため、毎年刈取り作業が必要となる。作業方法の見直しができないか。

【会長】かつては刈り取ったものを利用するために毎年刈り取りを行っていたが、現在は利用目的のない、むなしい作業となっている。外来植物の発芽の可能性が低い、湿地化した場所から、抜根作業を計画的に実施してはどうか。

【会長】これまで継続してきた空中写真の撮影を継続していくことが望ましい。

【事務局】事業評価は今後随時行っていくことになるが、平成25年度版は工事实施後第1回目の節目の評価として位置付けられる。事業の社会的影響についての評価は、アンケート等実施後、改めて行う予定である。

【委員】以前は尾崎沼の湿地の場所を尋ねられることが多かったが、最近は霧ヶ谷湿原の場所と尋ねられることが多い。木道についても好評である。観光面でプラスになっている。

これまでの活動報告を事業評価書に掲載すること。

事業評価書に現時点の委員名簿を掲載すること。

4. 八幡湿原自然再生全体構想の見直し等について

【事務局】自然再生事業についても、いくつかの課題があるものの、当初目的としていた湿原再生は達成されつつあると評価されており、今後は湿原の維持管理と利活用に軸足を移すなど、全体構想や事業計画を見直してはどうか。

【委員】霧ヶ谷だけでなく八幡の他の湿原も対象区域に含めてはどうか。

【会長】かつて田園空間博物館構想があった。芸北地区の自然は価値が高い。

【委員】道路については工事前に議論があったが、今回の両生類の調査の結果からもカスミサンショウウオ、ニホンヒキガエル、ヤマアカガエル等の重要な種の生息地は道路の東側に多くあることが明らかである。「八幡湿原の全域の再生」を考えるのであれば、霧ヶ谷の道路の東西を繋げる方法を考え、移設あるいは一部橋梁化を含め検討してはどうだろうか。

【会長】工事前に議論から、生活道として必要ということに異論はない。どれくらいアンダーパスを作るかという工法の問題。

【委員】全体構想を見直す必要がある。八幡地区全体を対象を広げて見直してはどうか。

【会長】生物多様性きたひろ戦略との関係は？

【委員】きたひろ戦略は町全体の計画。八幡地区についての詳細な計画は記載されていない。

八幡湿原自然再生全体構想はきたひろ戦略の下部構想として位置付けられる。

【委員】NHK 新日本紀行で取り上げてもらうよう働きかけてはどうか。

【会長】NHK に対し、町に積極的に動いていただきたい。

【会長】対象を八幡湿原全体に拡大し、全体構想の見直しを進めてください。

5. 八幡湿原自然再生協議会の体制について

背景を事務局，対応を白川委員から説明。

【事務局】別紙で環境省がホームページに掲載している「自然再生推進法の仕組み」と，県がこれをベースに作成していた八幡湿原での仕組みを示した図を配布した。

協議会で作成した全体構想のもと，協議会での協議結果に基づき，それぞれの事業の実施者が実施計画を作成し，自然再生事業を推進することとなっている。

八幡湿原自然再生事業では，平成 18 年 3 月に協議会で全体構想を作成し，平成 18 年 10 月に湿原再生工事について実施者である県が実施計画を作成し工事を実施している。

【委員】西中国山地自然史研究会をはじめ，毎年活動計画書を提出されている。これを実施計画に位置付けていいのではないか。

【事務局】八幡湿原自然再生協議会で活動計画をそのように位置付けることについては異論はない。この図に示す実施計画は，自然再生推進法第 9 条に基づく，主務大臣に送付した法定計画を指しており，法定計画は平成18年10月のもののみ。

【会長】協議会の意見を事務局で受け，次の協議会まで体制を進めてください。

6. 次年度以降の活動について

資料 2 により活動計画が承認された。空撮については山場代理委員から次年度も実施する方向で検討しているとの報告があった。

- ① 水文調査 野村委員
- ② 鳥類調査 上野委員
- ③ 両生類・魚類 内藤委員
- ④ 保全活動 日本山岳会広島県支部（斎代理委員）
- ⑤ 環境学習 西中国山地自然史研究会（和田代理委員）
- ⑥ 地下水位観測 事務局（広島県）
- ⑦ 空中写真撮影 山場代理委員